

三田市長 森 哲 男 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

三田市内部統制評価報告書における審査について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和3年度 三田市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による「令和3年度 三田市内部統制評価報告書」（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、三田市長が作成した内部統制評価報告書について、三田市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものです。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書については、三田市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「三田市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用して実施しました。

4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載は概ね相当であり、評価結果に係る記載は相当でない部分があると考えられます。

なお、評価手続においても改善が必要と認められる事項はありましたが、地方自治法に基づく取組みとしては導入初年度であったことから、審査結果を前述のとおりとしました。

今後の内部統制の推進に当たっては、ガイドラインの趣旨を踏まえた改善等を図りながら、取組みの充実が図られるよう要望します。

5 備考

(1) 評価手続の記載について

ア 評価手続に係る全般的事項について

令和3年度における内部統制の取組方針や具体的な取組み内容を示す「令和3年度内部統制推進計画と評価について」（令和3年7月5日付け内部統制推進委員会資料。以下「推進計画」という。）と、内部統制評価報告書を比較・検証したところ、「評価対象期間」、「評価基準日」、「評価範囲」等に齟齬が生じていました。

本来、内部統制の実施に際して予め策定された推進計画と内部統制評価報告書に齟齬が生じることは内部統制の整備・運用に多大に影響を及ぼすものであり、変更が生じた場合は速やかに変更手続を行うとともに、周知すべきものと考えます。

イ 全庁的な内部統制の評価手続について

全庁的な内部統制の評価については、ガイドラインが示すとおり、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ICT（情報通信技術）への対応の6つの基本的要素により検証等が行われていました。しかしながら、このうち②の中で、「リスクの識別を網羅的に行っているか」という評価項目に対しては、次項ウでも述べるとおり十分であるとはいえない状況であり改善を要望します。

ウ 業務レベルの内部統制の評価手続について

令和3年度の業務レベルの内部統制は、①財務に関する事務、②評価部局が不備を把握した事務の2つを対象に取り組みられています。

このうち、財務に関する事務においては、リスク識別（リスク一覧）や評価対象とした事務を限定したことから、本来の制度設計で想定された「評価対象となる事務の網羅性」が十分であるとはいえない状況でした。

また、評価部局が不備を把握した事務においても、「評価対象となる事務の網羅性」が不十分であり改善を要望します。

(2) 評価結果の記載について

ア 重大な不備に係る判断基準について

評価対象期間中において、三田市商業団体共同事業補助金に係る商店街による補助金の不正受給が判明しました。

本事案は、補助事業に要した費用について、実際の支払額より多い金額を記載した領収書（写し）を実績報告書に添付するなど、過大に補助金の交付を受けたものであり、市は審査等により補助金の適正執行を求める立場にありますが、長年にわたり、補助金の不正受給を許したことは、結果として市政に対する市民の信頼を大きく損なったものと考えます。

しかしながら、内部統制評価報告書において、本事案に対する検証・評価が行われていないことから、重大な不備の検証・評価が不十分であると判断しました。

については、重大な不備にどのようなものが該当するかの判断基準を作成するとともに、今後の内部統制の実施に当たっては、適切に運用されるよう要望します。